

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）について、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）の施行に伴う人事院勧告に基づき所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴い、同法第 2 条第 4 項に規定する配偶者同行休業をしている職員は、寒冷地手当支給手当規則第 4 条各号に掲げられている寒冷地手当支給額が零となる職員と同様の扱いとする平成 26 年 1 月 29 日付けの人事院勧告に基づき、同規則第 4 条に配偶者同行休業をしている職員を追加するものである。

3 施行期日

平成 26 年 2 月 21 日

（注）本件は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 2 項第 5 号に該当することから、同法第 6 章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。